実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年十月十六日
防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年十月二十五日（予備、同月二十六日及び二十七日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦一隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年十月十六日
防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年十月二十五日（予備、同月二十六日及び二十七日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦等　自衛艦一隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十月十六日
防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年十月二十七日から同月二十九日（予備、同月三十日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十月十六日
防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年十月二十七日（予備、同月三十日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北海道開発局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十六日
北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十四号
(三)　道路の区域

区間　北海道沙流郡日高町字千栄一一番六から同町字千栄七六二番まで
変更前　敷地の幅員　BA　一〇・二五～三五・五二メートル　延長　一一・四七～三五・一一キロメートル
変更後　敷地の幅員　BA　一一・四七～三五・一一メートル　延長　一一・五〇～四七・〇二キロメートル
備考　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

区間　北海道沙流郡日高町字千栄三九八番一から同町字千栄三九九番六まで
変更前　敷地の幅員　BA　九・〇〇～五五・五一メートル　延長　一〇・〇〇～二五・一八キロメートル
変更後　敷地の幅員　BA　九・七〇～六九・九四メートル　延長　一〇・〇〇～二五・一八キロメートル

区間　北海道沙流郡日高町字千栄四〇三番一〇地先から同町字千栄四一〇番二まで
変更前　敷地の幅員　BA　一一・〇〇～四五・六一メートル　延長　九・四七～三三・八三キロメートル
変更後　敷地の幅員　BA　一一・〇〇～四五・四七八メートル　延長　九・四七～三三・八三キロメートル

区間　北海道沙流郡日高町字千栄四一〇番一から同町字千栄国有林日高北部森林管理署四五林班い5小班まで
変更前　敷地の幅員　BA　一一・〇〇～四五・四七八メートル　延長　九・四七～三三・八三キロメートル
変更後　敷地の幅員　BA　一一・〇〇～四五・四七八メートル　延長　九・四七～三三・八三キロメートル

区間　北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高北部森林管理署一三林班い小班から同町字千栄一一九九番一まで
変更前　敷地の幅員　BA　一一・〇〇～四五・四七八メートル　延長　九・四七～三三・八三キロメートル
変更後　敷地の幅員　BA　一一・〇〇～四五・四七八メートル　延長　九・四七～三三・八三キロメートル

区間　北海道沙流郡日高町字千栄一一九九番一地内
変更前　敷地の幅員　BA　二一・〇〇～四五・四七八メートル　延長　一〇・〇〇～二五・一八キロメートル
変更後　敷地の幅員　BA　二一・〇〇～四五・四七八メートル　延長　一〇・〇〇～二五・一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部